

佐賀市まちづくり自治基本条例
検証結果（案）

令和 年 月

佐賀市自治基本条例検証委員会

はじめに

佐賀市は安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、「情報共有」、「市民参加」、「協働」を基本原則とした、市民主体のまちづくりをいっそう進めていくため、平成26年4月1日に佐賀市まちづくり自治基本条例を施行した。

本条例第33条で「条例施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案の上、この条例の規定を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じる」としている。

このため、本条例第32条に基づき、平成28年から平成29年にかけて、条例施行後初めて「佐賀市自治基本条例検証委員会」による検証作業が行われた。

今回は、条例施行後2回目の検証であり、令和3年2月3日に市長の諮問を受け、条例の運用状況及び見直しについて審議をすすめてきた。

全7回の委員会では各委員が経験に基づく意見等を出し合い、その結果を答申書にまとめたが、答申書に記載できなかった委員からの意見も残しておく必要があることを踏まえ、ここに冊子を作成した。

この検証結果が、佐賀市における今後のまちづくりに十分にいかされるよう期待する。

佐賀市自治基本条例検証委員会
委員長 荒牧軍治

目 次

1	佐賀市自治基本条例検証委員会開催内容	4
2	条文改正の可否について	5
	前 文	6
	第2条 定義	8
	第9条 事業者の役割及び責務	10
	第12条 職員の役割及び責務	11
	第31条 国際的な視野の醸成	12
3	条文の運用状況について	13
	前 文	14
	第1条 目的	15
	第2条 定義	16
	第3条 この条例の尊重	18
	第4条 自治の基本理念	19
	第5条 まちづくりの基本原則	20
	第6条 市民等の権利	21
	第7条 市民等の役割及び責務	22
	第8条 市民活動団体の役割及び責務	23
	第10条 議会の役割及び責務	24
	第19条 意見等の取扱い	25
	第20条 審議会等	26
	第21条 住民投票	27
	第23条 地域コミュニティ活動	28
	第24条 災害等への対応	30
	第25条 子どもへのまなざし	31
	第26条 総合計画	32
	条例全般	33
4	佐賀市自治基本条例検証委員会委員 名簿	35

1 佐賀市自治基本条例検証委員会開催内容

回	内 容
第1回 令和3年2月3日	① 条例制定までの経緯及び概要について ② 条例制定後の取り組みについて ③ 条例の検証の進め方について
第2回 令和3年3月24日	① 検証の論点整理 ② 条例検証の進め方について
第3回 令和3年5月19日	① 第2回委員会の振り返り、まとめ ② 条文に沿った検証（前文～第2章）
第4回 令和3年7月6日	① 第3回委員会の振り返り、まとめ ② 条文に沿った検証（第3章以降）
第5回 令和3年8月19日	① 条文に沿った検証（全般） ② 答申に向けた議論の取りまとめ
第6回 令和3年10月7日	① 検証結果と答申書の作成
第7回 令和3年11月17日	① 検証結果と答申書の作成（まとめ）
令和4年1月 日	【答申】

2 条文改正の可否について

委員会で検証することとなった、以下の条文について、改正の可否の審議を行った。

前文

第2条 定義

第9条 事業者の役割及び責務

第12条 職員の役割及び責務

第31条 国際的な視野の醸成

各条文の審議内容は以下のとおり。

前文

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育ててきました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがなまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【論点①】

「年齢や性別に関わりなく」の文言について、年齢と性別だけの表記でよいか。

【委員からの主なコメント】

- ・ 条例策定時に、男女共同参画の理念を条文の中に入れてほうが良いという意見が多く出ており、工夫して「年齢や性別に関わりなく」とした経緯がある。
- ・ 新しく外国人の方がたくさん入ってくるようになってきたことを考えると、「国籍」等を追加して記載するのはどうか。
- ・ 「年齢」「性別」「国籍」等、一つ一つにこだわらず、「私たち」で佐賀市に住むすべての人々と表現し「私たち誰もが」としてはどうか。
- ・ 「性別」を削るとなると、男女共同参画やジェンダーについてどこにも書いていないのか、なぜ消したのかという批判が出てくることも理解しておかなければならない。
- ・ ジェンダーバイアスはいまだに変わっていないので、「性別」の表記は残した方がよい。
- ・ 国籍や障がいの有無だけではなく、それ以外のものも全部入れなければならなくなる。そのような内容が、前文としてふさわしいのか。
- ・ 条文はそのままにしておいて、逐条解説に国籍や障がいの有無、その他の様々な違いに関わりなくというような文言を付け加えたらどうか。
- ・ 障がいのある方への情報が不足していると思うので、逐条解説の説明を加えて欲しい。
- ・ 市民等には事業者も含まれているが、自覚していない事業者も多いので、「年齢や性別等に関わりなく」の解説の中で触れた方よい。
- ・ 時期尚早かもしれないが、これからは、女性、男性、高齢者、子どもという枠にはめること自体

がなくなってくると思うし、なくしていく方向に進めなければならない。

- ・ 20 年前は、市民全体を表すために、「身体障がい者」という言葉を入れていたが、今では身体障がい者ということをあえて言うような社会ではなくなった。
- ・ 年齢や性別についても、将来はあえて言うことのない時代が来るだろうし、それを率先していくのが佐賀市の責務ではないか。
- ・ SDGs の精神である「誰一人取り残さない」であれば、「全ての」や「様々な」ということを全て網羅できるのではないか。
- ・ **社会的な情勢が条例を作った当時よりもう一段、多様性を認め合おうという方向に動いている。**

【まとめ】

- ・ 条文の修正なし。
- ・ 逐条解説の説明を充実させる。

=====

【論点②】

- ・ 「SDGs」に関して、自治基本条例に何らかの形で表記することはできないか。

【委員からの主なコメント】

- ・ 総合計画や各事業の中で取組を行っているということなので、わざわざ自治基本条例に記載までしなくてはいいいのではないか。
- ・ SDGs を意識していなくても、実は活動していることが SDGs の取組みにつながっているということも多くある。
- ・ SDGs の精神である「誰一人取り残さない」であれば、「全ての」や「様々な」ということを全て網羅できるのではないか。
- ・ 取り残さないという精神は間違っていないが、具体的な施策となったときに、どこまでやるかという問題が起きる。
- ・ SDGs について、逐条解説の中で触れてもらいたい。
- ・ 当たり前に行っていることが SDGs につながっているということを理解してもらおうということだけでなく、それを認めることで、やっていることが肯定されることになるので、逐条解説で SDGs について触れて欲しい。

【まとめ】

- ・ 条文の修正なし。
- ・ 逐条解説の説明を充実させる。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民等、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

【論点】

- ・「(2) 市民活動団体」の定義に「まちづくり協議会」を入れてはどうか。

【事務局からの説明】

- ・地縁組織の代表として自治会、志縁組織の代表として特定非営利活動法人を列挙している。
- ・地域によって困りごとが違うので、それぞれの地域にあった組織ややり方で、まちづくりを担っていただくということで、小学校区単位でまちづくり協議会の設立を進めている。
- ・先進的なところでは、自然エネルギーや移動支援等のコミュニティビジネスをやっているところもある。
- ・地域にあった組織で、地域で生活しながら、できればお金も生み出すようなビジネスにまで発展したらいいと考えている。

【委員からの主なコメント】

- ・自治会は住民の代表であるから、地域全体の代表としての意識はあるのだが、まちづくり協議会ができてからは、他の団体と横並びになった。
- ・自治会長は1年で全体の3分の1が替わっている状況で、自治会長のなり手が非常に少なくなっ

てきている。

- ・現在は、自治会よりもまちづくり協議会の方が活発に活動しているので、まちづくり協議会を入れたほうが住民にわかりやすくなり、自治基本条例の浸透にもつながると思う。
- ・まちづくり協議会があることは認識しているが、実際にどのような活動をしているのかよくわからない。
- ・まちづくり協議会は、子どもの保護者が活動に関わっていることが多いので、若い世代にはまちづくり協議会の方が身近に感じられる。
- ・地域コミュニティを佐賀らしさの一つとして条例に盛り込んでおり、地域コミュニティの中核としてまちづくり協議会を置くということだったと思う。
- ・まちづくり協議会が社会福祉協議会の事業や公共施設の管理の一部を担うなど地域運営の主体になりつつある校区もあり、地域の主役が自治会からまちづくり協議会に移ってきていると感じる。
- ・マンションが増えて自治会に入らないという世帯も増えてきている一方で、参加したい行事等にだけ参加したいという世帯が多い。

【まとめ】

- ・条文の修正なし。
- ・「(2) 市民活動団体」の逐条解説に「まちづくり協議会」加える。

第9条（事業者の役割及び責務）

事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【論点】

- ・大規模商業施設の地域貢献意識を高めるため条文の表現を変えられないか。

【委員からの主なコメント】

- ・支店長によって地域貢献への意識に温度差がある。
- ・大規模商業施設であれば、ものを売り買いすることで佐賀市に貢献しているという意識なのは。
- ・SDGsの宣言を行って、大きな目標に対して自分の得意な分野で参画するように、市民の側から引きずり込まないといけない。
- ・社会的に貢献したいという企業は増えてきていて、特に地元の企業は増えてきていると思うし、これからもっと増えてくると思う。
- ・地域の方から大規模事業者をまちづくりに引き込んでいくことが必要。
- ・もともと佐賀に根付いている企業は、市民としての意識を持っていると思うが、外部から参入した企業の市民意識が課題。
- ・外部企業が参入した地域からは、地域のイベント等を事業者と一緒にやりたいという声もある。

【まとめ】

- ・条文の修正なし。
- ・逐条解説の説明を充実させる。

第 12 条（職員の役割及び責務）

- 1 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。
- 2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

【論点】

- ・「一人二役運動」を条文に記載したほうがいいのではないか。

【事務局からの説明】

- ・第 12 条は職員としての役割と責務を規定している。「一人二役運動」は、第 12 条で規定している役割と別にもう一役担うというものであるので、第 12 条の条文中に盛り込むことは難しい。

【委員からの主なコメント】

- ・市の職員に市民活動に積極的に参加して欲しい。
- ・行政職員としての立場と住民としての立場の板挟みになる場合もあるので参加しにくいのではないか。
- ・職員も市民であるので、市民としてまちづくりに参加することは当然であるが、その考えが職員に浸透していない。意識の問題。
- ・職員の中でも市民活動への参加に対して積極的な人と消極的な人との温度差を感じる。
- ・職員が、市民活動に参加しない、したくないというのは「忙しいから」「大変だから」というのが本音ではないか。
- ・アンケート結果では、職員のまちづくり協議会への参加意欲は見て取れるので、地域の活動に参加してもらえるような工夫も必要。
- ・できる範囲で構わないので、地域活動に参画してその重要性に気付いてもらいたい。
- ・職員が職務だけではなく、様々な経験や人とのつながりをつくれるような環境づくりが必要。
- ・職員はもっと地域に出て行って欲しいと思う。職務のためにもいろいろなところに出て行って現場を見てもらいたい。

【まとめ】

- ・条文の修正なし。
- ・逐条解説の表現を工夫する。

第 31 条（国際的な視野の醸成）

本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【論点】

- ・定住する外国人の増加に伴い、ごみの出し方など地域においてトラブルも起こり始めていることから、条文に項目を追加することを検討すべきではないか。
- ・新型コロナウイルスの問題についての説明が必要なのではないか。

【事務局からの説明】

- ・日本特有のごみ出しルールを分かりやすく伝えるため、佐賀女子短期大学と協働で、やさし日本語と 8 か国語でごみ出しの分別ガイドを作っている。
- ・そもそもごみ出しのルールがあるということを知らない外国の方もいるため、お互いの相互理解が進むような逐条解説の表記を検討したい。
- ・地球環境問題や産業振興に加え、保健衛生や公衆衛生の問題も逐条解説に加えることも検討したい。

【委員からの主なコメント】

- ・新型コロナウイルスの影響により、我々が感じている以上に不安を感じている外国の方がいると思うが、この流れはおそらく変わらないし、もっと多くの外国の方が住むようになってくだろう。
- ・外国の留学生たちが、佐賀の人は外国人に対して優しく、住みやすいというが外国語表記のような基礎的条件の部分が準備できていない。
- ・基礎的条件を整えていくと、外国人にとってもっと住みやすいまちになるのではないか。
- ・生活の中で外国人とどうコミュニケーションを取っていくかということが非常に大事になってくと思う。
- ・他国の都市や団体等との交流というスケールの大きい話ばかりではなく、もっと身近な市民間での国際交流という視点がほしい。
- ・以前は外国と付き合うことが日常ではなかったが、今はもっと市民レベルに下りてきている。
- ・多様性を認めることによって、国際的な問題や国籍なども包含され、この条文自体が不要になるような時代がくるかもしれない。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を充実させる。

3 条例の運用状況について

委員会で検証することとなった、以下の条文の運用状況について審議を行った。

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 この条例の尊重

第4条 自治の基本理念

第5条 まちづくりの基本原則

第6条 市民等の権利

第7条 市民等の役割及び責務

第8条 市民活動団体の役割及び責務

第10条 議会の役割及び責務

第19条 意見等の取扱い

第20条 審議会等

第21条 住民投票

第23条 地域コミュニティ活動

第24条 災害等への対応

第25条 子どもへのまなざし

第26条 総合計画

条例全般

各条文の審議内容は以下のとおり。

前文

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【論点】

- ・逐条解説の説明は別の言葉に置き換えて表現するものではないか。
(前文、第1条、第4条共通)

【委員からの主なコメント】

- ・逐条解説の説明に、条文と同じ言葉を並べてもわからない。
- ・条文は法律用語的な表現が必要だが、逐条解説はそれにとらわれることなく、わかりやすい表現ができるのでは。
- ・逐条解説は思い切って、時代に合わせた表現にどんどん変えていっていいと思う。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正する。

第1条（目的）

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。

【論点】

- ・ 逐条解説の説明は別の言葉に置き換えて表現するものではないか。

（前文、第1条、第4条共通）

【委員からの主なコメント】

- ・ 逐条解説の説明に、条文と同じ言葉を並べてもわからない。
- ・ 条文は法律用語的な表現が必要だが、逐条解説はそれにとらわれることなく、わかりやすい表現ができるのでは。
- ・ 逐条解説は思い切って、時代に合わせた表現にどんどん変えていっていいと思う。

【まとめ】

- ・ 逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正する。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民等、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

【論点】

- ・「(6) まちづくり」の定義の「公共の福祉を増進する」という表現について。

【事務局からの説明】

- ・社会全体の共通の利益である公共的な福祉を増進することがまちづくりであると規定している。
- ・逐条解説の説明は条文とほぼ同じ文言で記載されており、パンフレットに記載しているような内容に変更できればと考えている。

【委員からの主なコメント】

- ・「公共の福祉の増進」という言葉は、佐賀市の他の条例や他市の自治基本条例にでもまちづくりの定義のなかに、公共の福祉の増進という言葉を使っているところもある。
- ・憲法では「公共の福祉に反しない限り」という使い方をされていて、「公共の福祉の増進」という使い方に違和感がないとはいえない。
- ・法律用語以外の場面で、非常に多義的に使われているところがあるので、佐賀市自治基本条例で

いう「公共の福祉の増進」とはどのようなものか、具体例を挙げながら説明することで、理解できるようにになると考える。

【まとめ】

- ・「(6) まちづくり」の定義について、逐条解説の説明を充実させる。

第3条（この条例の尊重）

他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【論点】

- ・逐条解説中の「訓示的」「宣言的」という言葉が難しいのではないか。

【事務局からの説明】

- ・他の条例や規則等との相互調整を図るための意識付けを促すという意味で使用している。
- ・「訓示的」とは、自治基本条例を尊重したうえで、それぞれの取組みを行ってくださいという意味である。
- ・「宣言的」とは、細かく指示をするということではなく、全体的に指示ということである。

【委員からの主なコメント】

- ・一般の人では、なかなか思いつかないような、使いこなせない言葉だと思う。
- ・もうちょっと分かりやすくしてほしい。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正する。

第4条（自治の基本理念）

安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

【論点】

- ・ 逐条解説の説明は別の言葉に置き換えて表現するものではないか。
（前文、第1条、第4条共通）

【委員からの主なコメント】

- ・ 逐条解説の説明に、条文と同じ言葉を並べてもわからない。
- ・ 条文は法律用語的な表現が必要だが、逐条解説はそれにとらわれることなく、わかりやすい表現ができるのでは。
- ・ 逐条解説は思い切って、時代に合わせた表現にどんどん変えていっていいと思う。

【まとめ】

- ・ 逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正する。

第5条（まちづくりの基本原則）

次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

【論点】

- ・情報共有について、逐条解説の中で具体的に示してはどうか。

【事務局からの説明】

- ・市民が情報を共有するためには、行政も民間もわかりやすく情報を出すことが必要だとしている。
- ・逐条解説にパンフレットで使用されている文言を追加することも検討したい。

【委員からの主なコメント】

- ・市民が情報を収集している状態ではないと思えるので、市民が情報を共有するためには、行政の協力が必要。
- ・災害時に自分の命を守るためには、自分で情報を取ることが必要。
- ・情報は詳しいだけでなく、わかりやすく伝えることが重要で、スマートフォンや動画等、新しいツールや表現方法を使うことで圧倒的によく伝わるということもたくさんある。
- ・聴覚障がいや視覚障がいを持っている人にとっては、自分で情報を取るのは難しい。
- ・障がい者や高齢者等に対しては、情報を流すだけでは無理なので、地域のネットワークづくりが重要になってきたと感じる。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明に具体例を追加し説明を充実させる。

第6条（市民等の権利）

市民等は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利

【論点】

- ・「公共の福祉」という表現について（第2条と同様の意見）

【事務局からの説明】

- ・社会全体の共通の利益である公共的な福祉を増進することがまちづくりであると規定している。
- ・逐条解説の説明も条文とほぼ同じ文言で記載されており、パンフレットに記載しているような内容に変更できればと考えている。

【委員からの主なコメント】

- ・公共の福祉の増進という言葉は、佐賀市の他の条例や他市の自治基本条例にでもまちづくりの定義のなかに、公共の福祉の増進という言葉を使っているところもある。
- ・憲法では「公共の福祉に反しない限り」という使い方をされていて、「公共の福祉の増進」という使い方に違和感がないとはいえない。
- ・法律用語以外の場面で、非常に多義的に使われているところがあるので、佐賀市自治基本条例でいう「公共の福祉の増進」とはどのようなものか、具体例を挙げながら説明することで、理解できるようになると考える。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を充実させる。

第7条（市民等の役割及び責務）

- 1 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。
- 2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

【論点】

・第2項の逐条解説中の「自ら」とは個人とも受け取られ、個人だけでは十分な情報収集はできない側面があるのではないか。

【事務局からの説明】

・条例策定時に市民も自ら積極的に主体的に動くことでまちづくりがよりよいものに近づくという考えを反映させている。

【委員からの主なコメント】

・「自ら」というのは、前文にある「わたしたちは」というところにつながっていると思う。

【まとめ】

・条文等の修正なし。

第8条（市民活動団体の役割及び責務）

- 1 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。
- 2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

【論点】

- ・市民活動とコミュニティ活動の違いが分かりにくい。

【事務局からの説明】

- ・地縁団体と志縁団体を含めて「市民活動団体」と定義している。

【委員からの主なコメント】

- ・まちづくり協議会は、市からの補助金で活動しており、資金的に自立できておらず、市民活動団体とするのは時期尚早とも思える。
- ・まちづくり協議会は、住民の本当の問題点や課題を拾い上げきれていないのが現状ではないか。
- ・コミュニティ（まちづくり協議会）の活動のあり方をもう少し市民が理解するべきだと思う。

【まとめ】

- ・条文等の修正なし。

第10条（議会の役割及び責務）

- 1 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。
- 2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

【論点】

- ・市議会におけるクオータ制*導入について。
※性別等を基準に一定の比率で人数を割り当てる制度

【事務局説】

- ・もっと多くの女性に立候補してほしい思いはあるが、最終的には選挙によって決まるので、市議会においては、女性議員割合の目標は定めていない。

【委員からの主なコメント】

- ・あらゆる場面で、女性の視点は必要であるので、無理をしてでも強制的に女性の人数を割り当てるぐらいのことをやらなければ、女性の参画は進んでいかないのではないか。
- ・自治会長も男性ばかりである。地域において女性を育てることをやれば、女性の立候補も増えるのではないか。

【まとめ】

- ・条文等の修正なし。

第19条（意見等の取扱い）

市長等は、市民等から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

【質問等】

- ・市民の意見を聴く方法と意見が反映された事例はどの程度あるのか。

【事務局からの説明】

- ・市民からの要望・提言を紙、ホームページ、メール等で直接受けるという仕組みのほか、間接的に議員等からというもの、条例や計画等を策定する際に意見をもらうパブリックコメント制度等がある。その他、直接窓口で市民とのやりとりすること多い。
- ・プレミアム商品券の使用期限の延長、マイナンバーカードの申請窓口と交付窓口を分離し混雑緩和する等、大小様々な事例があるが、各所で市民の意見を反映している。
- ・その他、意見や要望を反映したものとしては、ホームページからの問い合わせに写真を添付できるようにしてほしい、公園のねじが緩んでいる、本庁の消毒液をジェルタイプから液体タイプにしてほしい、市旗が汚れている、喫煙所の場所が悪い、水害のとき市立図書館の駐車場を開放してほしい、などがあつた。

【委員からの主なコメント】

- ・パブリックコメントの件数が少ない。市報にも掲載されているし、市役所でも見られるようにしてあるが、あまり見られていないのではないかと感じる。
- ・国や県に比べて、佐賀市が担当している分野というのは生活に密着したことをやっているの、対立を生むようなものがそれほど多くないと言えるのかもしれない。

第 20 条（審議会等）

市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努めるものとする。

【論点】

- ・ 審議会における女性参画率について。（クオータ制導入の是非について）

【事務局からの説明】

- ・ 男女共同参画計画において、審議会の女性参画率の目標設定を行い、積極的な女性委員の登用に努めている。
- ・ 法令等に基づく審議会等の女性参画率は 44% で、目標の 42% を上回っている。
- ・ 自治体や各種団体の役員があて職となっている審議会については、女性参画率が低い。
- ・ 団体から委員を選出する際は、役職にかかわらず、女性委員の積極的な選任をお願いしているところ。

【委員からの主なコメント】

- ・ 自治会長は男性が多いが、実際に活動しているのは女性が多く、女性が動かないと組織が動かない。
- ・ 自治会活動をしている女性に自治会長をお願いするが、なかなか手が挙がらない。
- ・ 自治会長が女性であると、子育てですぐに相談できる、子育ての先輩がそばにいるということが非常にいいことではないかと思っていて、少しずつ増えていって欲しい。
- ・ 審議会の委員は、所属団体から一人というよりも女性から 1 人というほうが、今の時代にあっていると思う。
- ・ 姓の問題について、選択性であるとか自主性であるとかという時代が来ないといけない。マイナンバー制度も始まり、姓名だけで判別する時代ではなくなってきている。
- ・ クオータ制は、議員や職員の管理職では難しいかもしれないが、審議会であれば、委員なる権利とか平等とかいう話はないのであまり抵抗がなく、取り入れやすい部分なのではないか。
- ・ 最近、性自認の問題があり、女性という呼びかけがいいのかというところも検討が必要。

【まとめ】

- ・ 条文等の修正なし。

第 21 条（住民投票）

- 1 市長は、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の住民投票の資格者、方法その他住民投票の実施に関し必要な事項については、事案ごとに別に条例で定める。
- 3 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【質問等】

- ・第 21 条の規定が住民投票の根拠条例となっているのか。

【事務局からの説明】

- ・住民投票が必要となったときに、その都度、別途制定していく個別設置型を想定した規定である。

第23条（地域コミュニティ活動）

- 1 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。
- 2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【論点】

- ・ 逐条解説中にまちづくり協議会を入れてはどうか。
- ・ 自治会長に、もっと自治会長の役割を理解してもらう必要があるのではないか。

【事務局からの説明】

- ・ まちづくり協議会は、現在、32校区中30校区に設置されている。
- ・ 佐賀市における地域コミュニティの推進は、まちづくり協議会の取組推進のこともである。
- ・ まちづくり協議会が、自治会やその他の団体を結び付けているということを念頭に、記載の仕方を工夫しながら、逐条解説に記載したい。
- ・ 自治会長が毎年交代するという地域もあり、役割等の浸透には、地域による温度差がある現状であり、必要に応じ、自治基本条例の出前講座も実施している。

【委員からの主なコメント】

- ・ 自治会長の役割については、きちんとマニュアルを作り、各校区で勉強会をしていただいている。
- ・ 地域の各種団体が、まちづくり協議会の部会として活動するようになり、大きく広報できるようになったことで、参加しやすくなり、自治会よりまちづくり協議会のほうが身近になった。
- ・ 福祉運送事業を実施するなど、まちづくり協議会が独自に行っていることは高く評価できる。
- ・ 他校区のまちづくり協議会のいいところをもっと真似して欲しい。
- ・ 自治会長が旗を振らなければ、コミュニティ活動は活性化していかないので、研修会等を繰り返し行うなど、なんらかの下支えが必要ではないか。
- ・ まちづくり協議会の活動量に合わせて、補助金を増減できないか。
- ・ まちづくり協議会を活性化するためには、積極的な取組に対して資金を補填するような仕組みがあった方がいい。
- ・ 規約に役員交代に関する事項がない場合もあり、役員の入替わりがないところもあるので、各まちづくり協議会の規約について、内容を第三者に精査してもらいたい。
- ・ まちづくり協議会や自治会の活動がまちづくりや地域コミュニティ活性化のために重要だと思うのと同時に、民間の力が非常に重要だと思うので、市としても支援していただきたい。

- ・まちづくり協議会の中で、ユニークな取組をやったときには、チカラットの補助が受けられるようにしてもいいのではないか。
- ・佐賀市の一番いいところは、コミュニティが安定、充実していると分析していたが、市内においても地域間格差が大きくなってきている気がする。

【まとめ】

- ・逐条解説の説明を充実させる。
- ・運用面での工夫も必要である。

第24条（災害等への対応）

- 1 市長は、災害その他の緊急を要する事態（以下「災害等」という。）から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制を確立し、適切な運用に努めなければならない。
- 2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民相互の助け合いに努めるものとする。

【論点】

- ・自主防災組織の立ち上げにもう少し注力が必要ではないか。

【事務局からの説明】

- ・自主防災組織の組織率は77.81%である。
- ・地域での説明会や連絡会や、立ち上げ支援の補助金等を交付するなど、組織率向上に努めているが、自治会長が単年度で替わるところもあり、なかなか進まない状況である。

【委員からの主なコメント】

- ・自主防災組織の立ち上げについては、自治会長の考え次第であり、これだけ全国的に災害が発生している中で、住民を守るという意識をもう少し高く持ってもらいたい。
- ・防災については誰もが必要だと思っていることだろうから、自主防災組織を結成するというやり方で地域のコミュニティ活動が活発になるような気がする。
- ・防災の観点からまちづくりを進めていくと分かりやすいのではないか。
- ・自治体制を強化していくことは絶対に必要である。
- ・「市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図る」とあるが、災害に備えることは、災害を受ける前のことであって、災害前と災害時を句読点一つで何か省略しているような感じを受ける。

【まとめ】

- ・災害に対する備えについて、逐条解説の説明を充実させる。

第25条（子どもへのまなざし）

市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

【論点】

- ・子どもの権利条約を載せてみてはどうか。

【事務局からの説明】

- ・子どもの権利条約は、市の子どもへのまなざし運動のホームページにもリンクを掲載している。
- ・子どもの権利条約を基盤に子どもへのまなざし運動を推進している。
- ・子どもへのまなざし運動は佐賀市独自の運動であるので、経緯や背景を逐条解説に記載することも検討。

【委員からの主なコメント】

- ・まなざしキラリ賞の基準の4つの視点である「命」「自立」「他者とのかわり」「子どもを取り巻く環境」については、子どもの権利条約の条文においても権利として記載がある。
- ・自治で一番大切なのは参加する権利であり、子どもたちが自分の意見を言う権利がある。
- ・小さい時から育てていかないと意見を言うことができないし、必要なことではないか。
- ・子どもの権利条約が、子どものまなざし活動の骨格になる部分としてきちんとあるのであれば、一番大事な部分のキーワードを逐条解説の中で説明していく努力をしていく必要があるかもしれない。

【まとめ】

- ・子どもの権利条約について、逐条解説の説明を充実させる。

第 26 条（総合計画）

市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画の進行に関し適切な管理を行わなければならない。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、その策定に市民等が積極的に参加することができるよう努めなければならない。

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画の策定に当たっては、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互の調和を図るよう努めるものとする。

【論点】

- ・ 逐条解説の「齟齬」という言葉が難しいのではないか。

【事務局からの説明】

- ・ 上位計画である総合計画と各分野の基本的な計画に齟齬を生じさせないとしている。
- ・ 「齟齬」とは両者の間で認識をすり合わせていたという前提があり、客観的に見てそう思える時に使う言葉で、食い違いや、つじつまが合わないことを指している。
- ・ あえて厳格で強い表現にしているところであるが、他都市の例等参考にしなら、文言の追加、修正を検討したい。

【まとめ】

- ・ 逐条解説の説明を分かりやすく修正する。

■ 条例全般について

● まちづくりにおける各主体の役割について

【委員からの主なコメント】

- ・公助の前に、まず自助、共助をしっかりとやるということを強調したい。
- ・行政が全てをやるのではなく、行政ができない部分を共助でやっていくことがまちづくりである。行政だけでは誰一人取り残さないということはできない。公助と共助の役割分担がきちんとできれば、誰一人取り残さないということができるのではないか。
- ・市民の目標は手の届く人を取り残すことなく助ける、行政の目標は公平にみんなを助けるということで、市民と行政の双方からやるべきで、それぞれの役割分担を明記したほうがよい。

● 条例の周知啓発について（SDGsの活用等）

【委員からの主なコメント】

- ・条例の内容がSDGsにつながる部分がある。
- ・パンフレット等にSDGsのロゴを入れることで身近に感じることができるのではないか。
- ・自治基本条例を知っている市民が少ないので、まちづくりに参加している感覚を持っている市民も少ない。まちづくりについて考える市民を増やしていくことが今後の課題。

【事務局からの説明】

- ・SDGsと関連づけて自治基本条例の出前講座を実施したこともある。
- ・漫画版パンフレットの改訂も検討が必要であると考えている。

● 職員の協働意識について

【委員からの主なコメント】

- ・職員と地域との関わりが深くなるためには、もっと顔の見える関係づくりが必要ではないか。

● 地域づくり交流会について

【委員からの主なコメント】

- ・多くの市民活動団体が参加することで横のつながりが広がるのではないか。
- ・各地域のいいところだけではなく、課題等を共有し解決する場になって欲しい。

【事務局からの説明】

- ・地域づくり交流会と連携した形で、主に志縁団体を対象とした市民活動プラザソフト事業を開催できないか検討している。
- ・地域づくり交流会とは別に、まちづくり協議会のお悩み情報交換会を実施している。

4 佐賀市自治基本条例検証委員会委員 名簿

	氏 名	よみがな
委員長	荒 牧 軍 治	あらまき ぐんじ
副委員長	小 城 原 直	おぎはら すなお
委 員	井 上 亜 紀	いのうえ あき
委 員	内 川 実 佐 子	うちかわ みさこ
委 員	高 原 陽 子	たかはら ようこ
委 員	田 島 広 一	たじま こういち
委 員	西 村 康 喜	にしむら やすき
委 員	松 本 昌 代	まつもと まさよ